

第四回 貴族院議事速記第三十號

明治二十六年二月十五日(水曜日)

午前十一時四分開議

議事日程 第三十號 明治二十六年二月十五日

午前十時開議

一 辯護士法案(政府提出)

第二讀會(前會ノ續)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

昨日衆議院ヨリ政府提出取引所法案ヲ受領致シマシテゴザイマス、昨日衆議院ヨリ集會及政社法改正案ニ關シ通牒ヲ受領致シマシタニ依ッテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

〔金子書記官長朗讀〕

一 集會及政社法改正案

右案ニ付本院ハ議院ノ修正ニ對シ未タ同意ヲ表スルヲ得サルヲ以テ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシト議決セリ仍テ議院法第五十五條ニ依リ及請求候也

明治二十六年二月十四日

衆議院議長 星 亨

本院協議委員ノ數十名ト爲スニ決セリ仍テ此段及通知候也

明治二十六年二月十四日

衆議院議長 星 亨

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

本日ノ議事日程ニ移リマス筈デゴザイマスガ、唯今書記官長ガ朗讀ニナリマシタ通リノ次第デゴザイマシテ、集會及政社法改正案ノ兩院協議會ノ委員ヲ選舉致サネバナラヌノデゴザイマス、即チ衆議院デモ十名ノ委員ヲ選ビマシタカラ同數ノ委員ヲ本院ニ於テモ選バネバナラヌノデゴザイマス、依ッテ是レハ議事日程ヲ變更致シマシテ此選舉ヲスルコトニ唯今取掛ッタラバ宜カラウト存ジマスルノデゴザイマス、之ヲ滿場ニ御諮リヲ致シマス、……別段御異議ハ無イト存ジマスニ依ッテ、然ラバ議事日程ヲ變更致シマシテ兩院協議會委員ノ選舉ニ取掛リマス、是レハ政府ノ同意ヲ求メマスコトニナリマスニ依ッテ唯今同意ヲ求メマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 政府ニハ異議ガ無イト云フコトデ同意ヲ得マシテゴザイマス、依ッテ即チ委員選舉ニ取掛リマス、

○子爵松平信正君 兩院協議會ノ委員ハ其選舉ヲ議長ニ委託セムコトヲ望ミマス、依ッテ此動議ヲ提出致シマス、

○男爵伊達宗敦君

松平君ニ賛成、

○子爵板倉勝達君

松平子爵ニ賛成、

○子爵林友幸君

是レハドウゾ部ニ於テ致シタイト考ヘマス、

○子爵酒井忠彰君

賛成デゴザイマス、

○子爵鳥居忠文君

林君ニ賛成致シマス、

○子爵堤功長君

林子爵ニ賛成、

○侯爵中御門經明君

松平子爵ノ說ニ賛成、

○子爵河緒實文君

松平子爵ノ方ニ賛成シマス、

○子爵稻垣太祥君

林君ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

然ラバ決ヲ採リマス、松平子爵ノ議長ニ委託スルト云フ說ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

少數ト認メマス、

○男爵伊達宗敦君

多數ト認メマス、異議ヲ申立テマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

然ラバ氏名點呼ヲ行ヒマス、

〔氏名點呼ヲ行フ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

氏名點呼ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、總數百十、可トスル議員五十三、否トスル議員五十七、依ッテ動議ハ否決セラレマシテゴザイマス、次ニ林子爵ノ說ニ就テ表決ニ付サウト存ジマス、林子爵ノ各部ニ於テ選舉スルト云フ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半數ト認メマス、依ッテ此選舉ハ本日ノ議事散會後ニ各部ニ於テ選舉ニ相成ルコトヲ希望致シマス、辯護士法案第二讀會前會ノ續ヲ開キマス、即チ第八條ガ問題トナッテ居リマス、

〔三好退藏君演壇ニ登ル〕

○三好退藏君

諸君、本員ハ此法案第十二條ノ次ニ政府案ノ第十二條及第十三條ヲ加ヘルト云フ松岡君ノ修正案ニ大體ハ同意ヲ表スル者デアリマス、而シテ第十二條ニ於キマシテ更ニ修正ノ意見ヲ提出スル積リデアリマシタガ第八條即チ目下議題トナッテ居リマスル所ノ修正案即チ但書ノ追加デアリマス、此第八條ノ修正ト第十三條ノ修正ハ法案ノ精神ガ連絡ヲシテ居リマスル所ヨリ昨日以來問題トナリマシタ辯護士所屬ノコト即チ辯護士ガ職務ヲ行フノ區域ノコトニ付テ追々御討論ガアリマシテ今日ニ引續イテ居ルノデアリマス、本員ハ此第八條ノ但書ヲ加ヘルト否トニ付テハ格別重キヲ置イテ居ルノデアリマス、唯第十三條ノ修正ニ最モ重キヲ置イテ居ルノデアリマス

ル、併ナガラ此場合ニ於テ本員ノ修正意見ヲ述ベテ置キマセネバナラヌコト
ニナリマシタノデアリマス、諸君ノ御承知ノ如ク我邦ノ代官人ト云フモノハ
今日マデ多少ノ沿革ヲ經テ來テ居リマス、代官人ノ稱呼ヲ法律上ニ見
マシタノハ明治六年ノ訴答文例ヨリ起ツテ居ルノデアリマスガ、其後明治九
年ニ至ツテ代官人規則ト云フモノヲ設ケラレテ其節ハ代官人ハ一裁判所ニ限
テ居リマシタ、他ノ裁判所ニ於テ即チ上等ナル裁判所ニ於テ職務ヲ行ハム
トスルトキニハ更ニ又免許ヲ受ケネバナラヌ最モ窮屈ナルモノデアリマス、
其職務ヲ行フノ區域ヲ制限セラレテ居ルタモノデアリマス、其後追々此自由
權利ト云フコトノ説ガ盛行ハレテ十三年ノ即チ現行法ヲ以テ其區域ヲ全ク
除イテ今日現行ノ如ク全國到處ニドモ職務ヲ行フコトガ出來ルコトニ
ナツテ居ルノデアリマス、然ル處其區域全ク廢シテ自由隨意ニ全國到處ニ
何等ノ制限モナク職務ヲ行フコトニナリマシタ故ニ今日種々ノ弊害ヲ見ルコ
トニナリマシタノデアリマス、其實際ニ弊害ノアルト云フコトハ先日以來修
正案ノ提出者及之ニ賛成スル所ノ諸君ヨリ御述ベニナリマシタ通りノコトデ
アリマシテ諸君ノ御了知ニ……諸君モ御了知ニナリマシタルコトト信ジマ
ス、全體代官人ガ此職務ヲ行フニ付キマシテハ其職務ニ重要ナル司法上ノ機
關トシテ裁判所ニ缺クベカラザル必要ナルモノデアルト云フコトハ昨日加納
子爵ヨリ十分ニ御述ベニナリマシタ、其實際ニ弊害ノアルト云フコトモ亦詳
ニ御述ベニナリマシタ故ニ本員ニ於テハ其實際ノ有様ヲ今日茲ニ述ブルノ必
要ハナイト思ヒマス、唯此法律上辯護士ノ職務ヲ行フニ付テ多少ノ制限ヲ
加ヘナクテハナラヌト云フコトハ是レマデ追々制定ニナツテ居リマスル所ノ
諸法律ノ上ニ付テ已ムヲ得ズ此幾分カノ制限ガナカラネバナラヌト云フコト
ヲ信ジテ居ルノデアリマス、今日ハ即チ代官人ト云フ名デアリマスルガ是レ
ハ一片ノ司法省令ヲ以テ辯護士ヲ置カル、マデハ今日ノ代官人ヲ法律ニアル
所ノ辯護士トシテ適用シテ居ルコトニナツテ居リマス、其法律上即チ民事訴訟
法ニ於テ辯護士ノ職務ヲ規定シテアリマスルノ民事訴訟法第六十三條ニ於
テ原告若クハ被告自ラ訴訟ヲ爲サザルトキハ辯護士ヲ以テ訴訟代理人ト爲
ス、辯護士ガ在ラザルトキニハ親族若クハ雇人ヲ以テ代理トスルコトガ出來
ル、又親族雇人モ無カッタトキニハ更ニ他ノ訴訟能力ヲ持ツテ居ル所ノ者ヲ
以テ訴訟代理人トスルコトガ出來ルト規定シテアリマス、本人ノ外ハ必ズ辯
護士ヲ用ヒルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、地方裁判所以上ニ於テ
ハ斯ノ如ク辯護士ニ特權ヲ與ヘラレテ居ルノデアアル、夫レカラ民事訴訟法ノ
第二百二十七條ニ於キマシテ此他ノ訴訟代理人ハ辯護士ニアラザル所ノ訴訟代
理人ニ不當ナル者ガアッタトキハ裁判所ハ何時ニテモ之ヲ裁判所外……訟
廷外ニ退クルコトガ出來ルト云フコトガ規定シテアリマス、總テ辯護士ヲ裁

判所ニ用ヒルコトハ十分法律ハ冀望シテ居リマス、司法上執務ノ機關トシ
テ訴訟ヲ爲スニハ辯護士ニ限ルト云フノ精神ヲ以テ法律ヲ制定シテアリマス
ル、辯護士ハ即チ訴訟上十分特權ヲ與ヘラレテ居ル所ノモノデアリマス、斯
ノ如ク法律ガ辯護士ニ特權ヲ與ヘラレマシタ以上ハ其辯護士ノ職務ヲ行フ上
ニ付キマシテ多少ノ制限ヲ加ヘルト云フコトハ決シテ無理ナルコトデハ無カ
ラウト存ジマス、外國ノ例ヲ引クコトハ日本ノ法律ヲ議スル上ニハ必要ハ無
イト云フ或ル論者ノ説モアリマシタケレドモ或ル外國ノ辯護士ノ制度ニ於キ
マシテモ辯護士ガ一タビ……辯護士ノ免許ヲ得タル所ノモノハ全國到處ニ
訴訟ヲ代理スルノ權ハ得テ居リマス、ケレドモ即チ所屬裁判所ノ管轄外ニ
出テ訴訟代理ヲ致シマスルコトニハ他ノ所屬代官人ハ辯護士ノ委任ヲ受ケタ
ル場合ニハ獨リ自ラ訴訟代理ヲスルコトガ出來マスルケレドモ委任ヲ受ケナ
カッタトキニハ共ニ其裁判所ニ出テ訴訟ヲスルコトヲ許シテアリマセス、其主
意ハ所屬裁判所ヲ限ツテ置キマシテ各、全國中ニ夫ノ職務ヲ行フノ區域ヲ限ッ
テ置キマスルコトニハ其區域ヲ超エテ他ノ管轄ニ這入リマスルノハ其地ノ辯
護士ノ行フベキ所ノ職務ヲ侵害致シマスルノ憂ガアリマス、夫レ故ニ其他
ノ領分ノ辯護士ノ職務ヲ行フ自由ノ權ヲ侵サナイ様ニ代理ヲ委任サルレバ夫
レマデデアリマスルケレドモ代理ノ委任ヲサレナカッタトキニハ矢張り兩人
ナリ又ハ其以上ノ人デ職務ヲ行フコトニナツテ居リマス、勿論其國ニ於
テハ舊時ハ即チ司法機關ノ一トシテ官吏ト看做シ公吏ノ姿ヲ以テ代官人ヲ取
扱ヒマシタモノノサウデアリマスルガ、其後辯護士ノ營業ハ自由ノモノデア
ルト云フコトヨリシテ一タビ辯護士ノ免許ヲ得タル所ノモノハ全國中何レノ
所ニ於テモ職務ヲ行フコトヲ得ルトハ定メマシタガ、其間幾分ノ制限ヲ置イ
テ唯今述ベマシタ通り各、職務ヲ行フ所ノ區域ヲ定メテ置イテ擅ニ自由隨意
ニ之ヲ侵スコトノ出來ナイ制限ガ設ケテアルノデアリマス、我邦ニ於キマシ
テハ先刻ヨリ述ベマシタ通り初ニハ全ク一裁判所ニ限ツテ他ノ裁判所ニ於テ
ハ職務ヲ行フコトガ出來ナイト云フ最モ窮屈ナル法ヲ設ケテ置キマシタ、其後
ハ之ニ反對シテ全ク無制限ニ今日ノ如ク全國中ドモ飛ンデ行カレルト
云フ様ナ極激變ナル改革ガ出來テ居ルノデアリマス、夫レ故ニ今日ノ如キ弊
害ヲ實際ニ見ルコトニナリマシタコトト存ジマス、我ガ政府ニ於テモ此ニ見
ル所ガアッテ此辯護士法ニ於テハ實際ノ弊害ヲ救ヒ辯護士ノタメ又訴訟當事
者ノタメニ其便利ヲ與フルガタメ此法案ヲ提出致サレタモノト信ジテ居リマ
ス、昨日以來此辯護士ノ職務ヲ行フノ區域ヲ限ルトキニハ訴訟代理……訴
訟當事者ニハ幾ラカ便利ヲ與フルコトガアルカモ知レマセヌケレドモ此辯護
士ノ方ニ於テハ自由ニ職務ヲ行フ所ノ即チ自由權利ヲ束縛スルノデアラウト
云フ御説ガ追々アリマシタ、成程辯護士ノ方ニ付テハ今日ノ如ク無制限ニ全

國中ニ職務ヲ行フコトガ出來ルノヲ幾ラカ制限ヲ加ヘレバ其自由ノ權利ヲ幾分カ制限セラレテ不自由ヲ感ズルニハ相違アリマセヌ、ケレドモ法律上前ニ述ベマシタル如ク訴訟代理ヲ爲スノ辯護士ノ特有ノモノト法律ガ見テ居ル以上ハ此辯護士ノ職務ヲ行フ上ニ付テ幾分ノ制限ヲ加ヘルト云フコトハ決シテ無理ナルコトデアリマイト信ジマス、訴訟當事者ノ方ニ於テ便利ヲ幾分カ得ル代リニ又自分ノ信任シテ居ル所ノ辯護士ヲ用ヒルコトガ出來ナイト云フタメニ訴訟當事者ニハ又大ナル不便ヲ感ズルコトガアラウト云フノ御駁論ガアリマシタケレドモ、今日ノ如ク無制限ニシテ何レノ所ノ辯護士デモ勝手ニ雇フコトガ出來ルト云フコトニ一般ニ許サレテ居リマシタキニハ凡ソ訴訟ト云フモノニ於テ勝敗ヲ爭ヒマスモ勝ヲ好ミマスノハ人情ノ常デアリマスルカラ我レ勝チニ競フテ有名ナル所ノ代言人ヲ雇フト云フコトガ今日ノ實際デアラウト思ヒマス、又今日ノ實際ニ於テモ原告ノ方ニ於テ或ル有名ナル代言人ヲ遠方ヨリ雇ヘバ被告ノ方ニ於テモ亦之ニ對スル所ノ代言人ヲ數百圓又ハ數千圓ノ金ヲ投ジテモ雇ハネバナラスト云フハ今日ノ實際デアラウト思ヒマス、是レデ推行キマシタキニハ如何ナル所マデ其訴訟當事者ハ損害ヲ被ルコトガアルカモ知レマセヌ、ケレドモ是レモ或ル論者ハ訴訟當事者ガ辯護士ヲ雇ヒマスルタメニ如何ナル損害ヲ被ルト雖モ……損害トハ言ヘマシマイガ如何ニ財産上ノ出額ヲ致サウトモ夫レハ訴訟當事者ノ勝手デアアル、決シテ法律ハ之ヲ保護スルニモ世話ヲ燒クニモ及バナイト云フ斯ウ云フ御説ガアルカモ知レマセヌ、ケレドモ此勝ヲ好ムノ情ヨリシテ一方ニ雇ヘバ一方カラ尙ホ之ニ優ル代言人ヲ雇ハネバナラスト云フ競争ヲスルコトニナリマシレバ一般ニ制限ナシニ許シテアル所カラ斯ノ如キコトガ起ルノデアリマスカラ政府ハ……即チ法律ハ斯ノ如キ所ノ弊害ヲ見マシタキハ之ヲ法律ヲ以テ豫防スルト云フノハ又實際ニ於テ必要ナルコトデアラウト存ジマス、依ッテ此第十三條ノ修正即チ政府案ノ第十二條ト云フモノヲ此案ニ加ヘルノハ最も適當ナルコトデアラウト思ヒマス、從ッテ此第八條ノ但「其所屬ハ一裁判所ニ限ル」ト云フコトヲ此ニ加ヘマスルコトモ亦自然ノ結果デアリマスル、併ナガラ修正案ノ第十三條ニ但其取扱ヒタル事件他ノ裁判所ニ移サレタルトキハ此制限ニ拘ラズ職務ヲ行フコトヲ得ト云フノガ修正案デアリマスルガ第八條ノ「但其所屬ハ一裁判所ニ限ル」ト云フノヲ此但書ヲ以テ其範圍ヲ寬メタノデアリマス、ケレドモ取扱ヒタル事件ガ他ノ裁判所ニ移サレタル時ノミニ此開キヲ著ケタノデアリマシテ、是レノミデハ此區域ノ制限ヲ寬メタノハ狹キニ失スルト云フコトヲ考フ本員ハ持ッテ居ルノデアリマス、先刻來述ベマシタルガ如ク全ク無制限ト云フコトハドウシテモ今日ニ不當ナルコトデアル、實際ニ弊害ヲ見テ居ルコトデアアル、是非幾ラカノ制限ハシナクテハナラ

スト云フ考デアリマスルケレドモ此修正案ノ但書デハ狹キニ失スルノ恐ガアリ且ツ一旦法律上ニ於テ制限ナシニ全國裁判所ニ出入スルコトヲ許サレタル所ノ辯護士ガ今日此法案ノタメニ僅ニ其事件ガ他ノ裁判所ニ移サレタル時ノ他ノ裁判所ニ行クコトガ出來ル、其他ハ一切所屬地方裁判所管內管轄控訴院大審院丈ケニ於テ職務ヲ行フコトガ出來ルト云フコトニ致シマシテハ現在全國中何レノ所ニ於テモ職務ヲ行フコトガ出來ルタメニ代言人トナッテ居リマス所ノ者ガ俄ニ斯ノ如キ制限ヲ受ケテハ餘程其人ノ目的モ害シ其辯護士ノ利益モ損害スルコトデアリマスルニ依ッテ此但書ヲ更ニ廣ク致シタイ考デアリマス、此修正ヲ第八條ノ修正ト聯絡シテ此所デ本員述ベテ置カネバナリマセヌ、其但書ヲ斯ウ致シタイ「辯護士ハ所屬地方裁判所管內管轄控訴院及大審院ニ於テ其職務ヲ行フ但所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケタル事件ニ付テハ他ノ裁判所ニ於テ職務ヲ行フコトヲ得」ト十三條ノ但書ヲ修正致シタイノデアリマス、斯ク致シテ置キマスレバ本則ハ即チ第八條ノ但書ヲ通リ其所屬ハ一裁判所ニ限ルト云フコトガ正則ニナリマシテ例外ノ十三條ニ持ッテ行ッテ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケタル事件ニ付テハ云々ト云フコトニシテ其職務ヲ行フノ區域ヲ廣メルノデアリマス、此例外ヲ設ケテ置キマスレバ現在職權ヲ得テ居ル所ノ其權利ヲ全ク制限スルコトニナリマセズシテ已ムヲ得ザル即チ昨日來モ御述ベニナリマシタ所ノ或ハ會社銀行等ノ如キ出入代言人ト云フ如キ者ヲ持ッテ居ル所ノモノハ是非其者デナケレバ訴訟ヲ代理スルニ不安心デアルト云フ如キモノハ特別ノ事情ノアルモノデアリマスカラ夫レヲ裁判所長ニ申立ツルトキニハ必ズ之ヲ認可スルト云フコトニナルニ相違アリマセヌ、斯ノ如ク其事情特別ナル者ハ如何ナル、ドコノ裁判所ニデモ行ッテ訴訟ヲスルコトガ出來ル途ガ是レデ開クノデアリマスカラ此但書ヲ修正ヲ致シテ松岡君ノ提出サレタル所ノ修正案ニ更ニ此修正ヲ加ヘテ其制限ノ範圍ヲ廣メタイト云フ考デアリマス、第八條即チ目下議題トナッテ居リマスル所ノ「但其所屬ハ一裁判所ニ限ル」ト云フコトモ無論贊成ヲ致シマスルガ唯是レノミデハ餘リ窮屈ニ過ギマスルニ依ッテ此十三條ノ但書ヲ修正シテ第八條ノ修正案ニ本員ハ同意ヲ表スルノデアリマシドウゾ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 十三條ノ修正說ハ其時分ニ御出シニナルガ宜シ、

○三好退藏君 夫レハ一緒ニナッテ居リマスルノデゴザイマス其タメニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今修正說ヲ御出シニナル場合デハナイ、夫レ丈ケヲ申シテ置キマス、

○三好退藏君 修正說ハ十三條ノ所ニ至ッテ出スコトニ致シマセウ、十三條ノ修正ガ行ハレマセヌト此第八條ノ修正ト云フモノガ是レバカリデハ窮屈

ニ過ギルコトナリマスカラ十三條ノ修正ヲ御賛成ニナッテ此第八條ノ修正
モ御賛成アラムコトヲ希望致スノデアリマス、

〔菊池武夫君演壇ニ登ル〕

○菊池武夫君 唯今ノ論者ノ言フ所ハ私ニハ頼ト解セヌ話デ、今後修正案
ヲ出ス積リデアルト云フ前置ヲ長タラシク御述ベニナッテ考ヘマス、
如何ナル理由ニ依ッテ賛成セラレタノカ却ッテ私ガ考ヘルト其修正説ガ成立
タヌケレバ第八條第二項ト云フモノハ窮屈過ギル箇條デアルト斯ウ仰セシレ
タ所ニ依リマスルト修正案ガ未ダ成立シテ居ラス、成立ツカ成立タヌカ分ラヌ
ガ、マ成立タヌ、成立タヌトスレバ窮屈過ギルト云フノ却ッテ反對ノ議論
カト承ツタンデアアル、夫レハ兎モ角モト致シマシテ私ハ此八條ノ修正案ハ論
理ニ於キマシテモ又實際ノ便益ニ於キマシテモ其當ヲ得スト考ヘルノデ
大イニ反對ヲ致スノデアリマス、元來辯護士ガ辯護士タルノ資格ヲ得マスル
以上ハドウ云フコトデ得マセウト云フコトハ申ス迄モアリマセヌガ即チ依頼
人ノ依頼ニ應ジマシテ訴訟事件ヲ取扱フ丈ケノ能力ガアルト云フコトデ資格
ヲ得ルノデアリマセウ、左スレバ其資格ト云フモノハ東京ニ於テ丈ケデアッ
テ千葉ヘ行ケバ忽チ消エ失セルト云フ性質ノモノデナイト云フコトハ分リ
切ッタコトデアリマセウ、唯此辯護士ノ職務ヲ行フニ付キマシテ幾ラカ制限ヲ
置クト云フコトノ中ニ就キマシテ少シク理由ノアラウト考ヘルノハ恰モ裁判
所ニ階級ガアルガ如クニ地方裁判所ニ於テ職務ヲ行フコトノ出來ル辯護士、
此者ハ又夫レヨリハ優等デアルカラ控訴院ニ於テ職務ヲ行フコトノ出來ル、
辯護士此者ハモット立上ッテ居ルカラ大審院ニ於テ職務ヲ行フコトノ出來ル
所ノ辯護士ト斯様ニ階級ヲ設ケルト云フコトデモアラウナラバマダ責テモ其
理由ヲ解スルコトガ出來ルデアリマス、然ルニ縦ニ刻ミヲ著ケル代リニ横
ニ刻ミヲ著ケテ東京デハ辯護士トシテ職務ヲ行フ資格ハアルガ千葉ヘ行ケバ
イカス浦和ヘ行ケバイカスト云フノハ何等ノ理由デ其様ナコトヲ申サレルノ
カ頼ト解セヌ話デアラウト考ヘル、然リマスレバ既ニ理論ニ於テ斯様ナ制限
ト云フモノヲ置クコトガ當ヲ得スト云フ次第ハ明デアラウ、提出者ノ説明ヲ
速記録ニ依ッテ讀ンデ見マスルト原來此案ノ趣意ヲ推シ通ス時分ニハ一裁判
所一裁判所毎ニ所屬ヲ極メテ行クノガ本當デアルケレドモ夫レデハイカヌニ
依ッテ控訴モ出來ル上告モ出來ル又其事件ガ他ニ移サレタ時分ニハ引續イテ
他ノ裁判所ヘモ行ケルト云フ寬ミヲ附ケタト云フ説明デアリマス、蓋シ此寬
ミヲ附ケタト云フコトハ實際ノ便益ヲ圖ツタ積リノ案デアラウト考ヘル、然
ラバ實際ノ便益ニ於テ果シテ適切デアルモノデアラカドウカト云フコトヲ考
ヘナケレバナラヌ譯デアリマス、然シテ此理由ノ重モナルモノヲ見マスト畢
竟裁判所ヲ掛持ニ致スト云フコトハ訴訟ノ延滞ヲ來ス本デアルト云フコトガ

理由デアル様ニ思ハレマス、サウ致シマスル時分ニ其論ヲ立テマスルニハ第
一此訴訟ノ延滞即チ期日ノ變更カラシテ生ジマスル所ノ訴訟ノ延滞ト云フモ
ノハ盡ク辯護士ガ他ノ裁判所ニ行クガタメニ期日ヲ變更ズルカラシテ起ルモノ
デアルト云フコトヲ證明セヌケレバナラヌ話デアリマス、總テ訴訟ノ延滞ト
云フモノハ期日ノ變更ト云フモノハ辯護士ガ他ノ裁判所、已レノ居ル所ヨリ
ハ他ノ裁判所ニ行クガタメニ延バスカラシテ生ジテ來ルモノデアルト云フ事
實ガナケラネバ其論ハ何ンニモ役ニ立タヌ論デアラウト思フ、唯期日ノ變更
ガアル、夫レ故ニ此制限ヲ置クト云フ丈ケデハ頼ト論ニナラヌコトデアルカ
ラシテ期日ノ變更ト云フコトハ全ク辯護士ガ他ノ裁判所ニ往クガタメニ生ズ
ルモノデアルト云フ事實ヲ抑ヘテカラシテ後デナケレバ如何ナル辯論ヲシテ
モ無駄ナ論デアアル、而シテ此修正案提出者及政府委員並ニ賛成者ニ於テ其點
ニ就キマシテ如何ナル事跡ヲ舉ゲラレテ言ハレマシタカト云フニ頼ト私ハ其
事跡ガナイト考ヘマス、政府委員ニ於キマシテモ色々統計ヲ持チ出サレマシ
テ裁判所ノ都合ニ依ッテ延期ニナッテ件數ガ幾ラ夫レカラ訴訟人ノ都合ニ依ッ
テ延期ニナッテ件數ガ幾ラト云フ統計ヲ御舉ゲニナリマシタ、併ナガラ訴訟人
ノ都合ニ依ッテ延期ヲシタ事件ノ中ニ……事件ト云フモノハ悉ク辯護士ガ他
ノ裁判所ヘ往クガタメ生ジテ來タ延期ト云フコトハ申サレヌデアリマス、
又サウ云フコトハ政府委員ニ於テモ證明ヲナサツタ譯デアリマス、サ
ウシテ見ルト其人ノ舉ゲラレタ統計ト云フモノハ何ンニモ本論ニ役ニ立タ
ヌ統計ト考ヘル、抑、此訴訟人ノ都合ニ依ッテ延期ヲ致スト云フニ就テハ色々
事由ノアルコトデ例ヘバ訴訟人……本人ガヤルコトモアリマスガ訴訟人ノ病
氣若クハ辯護士ガ出マスル時分ニ辯護士ガ病氣ノコトガアリマス、或ハ又
相談ノ調フ見込ガアツテ夫レガタメ對審ヲ延バスコトモアル、或ハ又立證ノ
方法ヲ調べルタメ延期ヲ請フコトモアリマス、種々難多ノ事由ガアツテ訴訟
人ガ延期ヲ請フコトガアルノデゴザリマス、偶、此辯護士ガ他ノ裁判所ヘ參
ルガタメニ期日ヲ延バスト云フコトハアリハ致シマスルガ即チ夫レガ種々ナ
ル延期ノ事由ノタツタ一ツタルニ過ギヌデアリマス、然カモ其事由ノ内デ
稀ナルコトデアリマシテ少イ方デアリマス、デ此裁判所ノ期日トコツチノ裁
判所ノ期日ト牴觸致シマスルタメニドチラカ一方ヲ延バシテ貰ハニヤナラヌ
ト云フコトハ種々ナル原因ノ内デ是レハ一ツデアリマス、延期ノ原因ノ内デ
一ツデアリマスルガ、サウ云フ場合ハ何レニ多イカト申シマスルト東京ノ如
キ大審院モアリマス、控訴院モアリマス、地方裁判所モアリマス、區裁判所
モアリマシテ種々ナル裁判所ガ一所ニアリマスル土地ニ多イノデゴザイマ
ス、或ハ控訴院所在地ハ地方裁判所ノアル地ヨリ多イデアリマス、ト云フ
ノハ裁判所ガ多クアルカラ從ッテ依頼ヲ受ケル事件ガ大審院ノ事件モアリ

マス、地方裁判所ノ事件モアリマス、其期日ガ相牴觸致シマスコトハ是レハ唯考ヘテモアリサウナコトデ事實アルノデアリマス、デ是レハ最も多イノデアリマス、他ノ裁判所ガ例ヘバ東京カラ千葉ニ往クトカ或ハ名古屋ニ参リマスルトカ、名古屋若クハ千葉ノ裁判所ヘ参リマスル期日ト牴觸致シマスタメニ東京ノ期日ヲ延ベルト云フ如キハ誠ニ稀ナ話デ、多クハ東京中デモ裁判所同士ノ摺合ヒデ延期ヲ請フト云フコトガ多數ヲ占メテ居ルノガ事實デアアルデアリマス、左様致シマスルト先ヅ事實ノ上ニ於テモ最モ稀ニアル所ノ原因ヲ捕マヘテ此制限ヲ置クト云フノ理由ニ致スト云フ説ト見ヌケレバナラスノデアリマス、又假ニ此期日ト牴觸シテ從ッテ延期ニナリマスルコトハ他ノ裁判所ヘ参リマスルガタメニ生ズル夫レガマア弊害トナスベキモノデアアルト推定致シマシテモ其修正案ノ方ニナリマスレバ果シテ其弊ガ防ゲルカト問フテ見マスルト私ハ決シテサウデハナイト考ヘル、例ヘバ東京ニ居ルモノガ名古屋ヘ参リマスル、宮城ヘ参リマスルノニ今日ハ汽車ノ便ガアリマスカラ十二時間ニシテ達スルコトヲ得ルノデアアル、マア千葉ヘ行クナドハ極近イ例デアリマスガ假ニ遠クノ例ヲ以チマシテ例ヘバ名古屋宮城ト致シマセウ、夫レハ此修正案デハ出來スト云フノデアリマス、然ラバ鹿兒島カラシテ大審院ヘ上告ニ辯護士ガ参リマス、是レハ中ノ十二時間ドコロノ話デハナイノデアリマス、一週間カ其餘モ要スルコトダラウト考ヘマス、而シテ夫レノ方ハ此修正案デハシテ宜シイト云フコトニナル、ドウデアリマセウ、東京カラ名古屋ヘ行クコトヲ禁ジテ置イテ鹿兒島カラ大審院ヘ來ルコトハ許ス、マア實際ノ話ニ致シマシテモ斯様ナ割合ノ附カヌ話ト云フモノハアリマスマイト考ヘマス、デ右ノ如クニ實際ノ話ト致シマスレバチットモ此修正案ガ其事實ニ適切デナイ、適合シテ居ナイト云フコトハ私明デアラウト考ヘルノデアリマス、ソコデ期日ヲ延バスカラシテ此制限ヲ置クト云フ論ハ頓ト價值ノナイ論ダラウト考ヘルノデアリマス、夫レカラ此政府委員並ニ賛成者ノ内デハ此制限ヲ置クノ理由ト致シマシテ頻ニ此辯護士ガ司法機關ノ一デアアルト云フコトヲ云ハレタ、ケレドモ司法機關ノ一デアアルト云フコトハ何モ制限ヲ置クト云フ理由ノナイ制限ヲ置クト云フ道理ニナラスノデアリマス、良シ司法機關ノ一デアアルカラ制限ヲ加ヘテ宜シイト云フコトハ正當ニ致シマシテモ……夫レデアアルカラチットモ理由ノナイ制限ヲ加ヘテモ宜シイト云フ結果ハ出ヌノデアアル、デアアルカラ司法機關ノ一デアアルト云フコトハ何モ本論ニハ關係ノナイコトト考ヘルノデアアル、夫レカラ致シマシテ諸君ガ御聞キニナッテ餘程諸君ノ感觸ニ入ラダラウト察シマスル論ハ裁判ノ延滞ト云フコトデアリマス、裁判ガ延滞シテ宜クナイト云フコトハ是レハ誰レガ考ヘテモ分ッテ話デアアル、併ナガラ本論ト云フモノハ、本論ニ付テノ理由ト云フモノハ唯辯護士ガ他所ニ

行クガタメニ生ズル延滞ヲ防ガウト云フ丈ケノコトデアリマスルカラシテ他ノ事カラ生ズル……延滞ノ生ズルコトハ有ッテモ無クテモ本論ニハ全ク關係ノナイコトデアアル、而シテ辯護士ガ一ノ裁判所ヨリ他ノ裁判所ヘ行クガタメニ生ズル延滞ト云フモノハドウデアラウト云フト、先刻申シマシタ通り訴訟人ノ都合ニ依ッテ生ズル所ノ延期ノ内デ定ニ小部分デアアルノデアリマス、デアアルカラシテ訴訟ノ延滞ト云フコトヲ持ッテ來テ其一小部分ニミナ押シ附ケテ仕舞フテ恰モ此小部分アルガタメニ總テノ延滞ガ生ズルト云フ様ナ感觸ヲ諸君ニ賛成論者ガ與ヘルノデアリマスガ是レモ全ク種ノナイ話デアアル、間違ッテ話デアリマス、唯一部ノ理由ヲ持ッテ來テ全體ニ及ボスト云フコトハイケヌト云フノハ明デアリマス、且又延滞延滞ト申シマシテモ何モ裁判ノ延滞ト云フコトガ訴訟人ノ都合カラ生ズル以上ハ強テ憂フルニ足ラスコトダラウト考ヘルノデアアル、裁判所ハ通常ノ行政官廳トハ違ヒマシテ自分ガ幾ラ働カウト致シマシテモ訴ヘル人ガナケネバ致方ガナイ、裁判所ハ訴ノアルノヲ待ッテ注文ニ應ジテ裁判ヲスルノデアリマス、其注文人タル訴訟人ガ請ハナケレバ幾ラ長引イテモ差間ハナイ、裁判官タルモノガ情ケテ延バスノデハナイ、訴訟ヲスルモノガ勝手ニ延バスノデアアルカラチットモ差間ハナイコトデアルト考ヘル、兎モ角モ此修正案ノ理由ト云フモノハ定ニ薄弱ナル僅ノ事實ヲ種ニ致シマシテサウシテ其事實ニ基イテ、其薄弱ナル事實ニ基イテ一種ノ推測ヲ下シ、即チ公衆ガ迷惑ヲスルダラウト云フ仁君……古ノ仁君ジミタル所ノ推測ヲ下シマシテ更ニ此法則ヲ設ケヤウト云フ話デ、是レハ恐ラクハ國會開設前ノ役人ノ考ダラウト申シテ宜シイト思ヒマス、右ノ次第デアリマスルカラシテ何卒諸君ニ於キマシテモ衆議院ノ議決ノ通り原案ヲ賛成セラレムコトヲ冀望致シマス、

○松岡康毅君 議長……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 松岡君ハ御意見ヲ御述ベニナルノデアリマス

○松岡康毅君 チョット旨趣ノ説明ヲ致シタイト思ヒマスガ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ午後ニ御譲リ下サレタウゴザリマス、

一應休憩致シマス、

午後零時十五分休憩

午後一時二十四分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本日衆議院提出版權法案並ニ出版條例改正案ヲ受領致シマシテゴザリマス、是レヨリ午前引續キノ會議ヲ開キマス、

○男爵小松行正君 討論終局ノ動議ヲ提出致シマス、

○松岡康毅君 本員ハ先刻發言權ヲ得テ居リマスカラチヨット一言旨趣ヲ説明致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザイマス、

○松岡康毅君 段々此案ニ付キマシテハ御辯論モゴザイマシテモウ左程申述ベル廉モゴザイマセヌガ唯實作君ノ御説ニ餘程諸君モ信用ヲ置カル、カト存ジマスルガ、信任シタ者ニ依賴スルハ自由ノ權利デアルト云フノ一言デアリマスガ、固ヨリ此修正説ノ發議者ニ於テモ其事ハ心得テ居リマスガ、自由ト申シマスモノモ絕對ノ自由ト云フモノハ行ハル、モノデハゴザイマセヌ、限りマシテ信任シタ人ニ依賴スルコトノ出來ナイト云フノハ其人一分ノ自由ニハ成程多少ノ制限ヲ受クルニ違ヒアリマセヌケレドモ夫レヲサセマスタメニ既ニ依賴シテ居ル外ノ大勢ノ依賴人ノ損失、損害即チ其事柄ノ延滞シタリスル所ノ不利ト云フモノヲ醸スノデアリマス、夫レ故ニ依賴スル一人ノ自由ニハ幾分ノ制限ヲ受クルトモ外ノ既ニ依賴シテ居ル大勢ノ便利ヲ夫レガタメニ奢フト云フコトハ猶更惡ルイコトデアリマス、是レガ即チ本案ヲ修正シテ出シタ所ノ本ノ旨趣デゴザイマス、其他段々説モゴザイマシテ發議者ノ旨趣ヲ誤解サレテ居リマスルコトモアリマスルシ何カ致シマスケレドモ追々賛成諸君ヨリ御辯明ニモナリマシテ凡ソ盡キマシタ、末ニナツテ菊池君カラ先刻御辯論ニナリマシタ所ハ是レモ隨分發議者ノ言意等ハ誤解サレテ居ル所モゴザイマスシ、又固ヨリ意見ノ違フ所モゴザイマスケレドモモウ一々夫レヲ辯ズルコトニモ及バヌト思フノハ菊池君ニシテ代言人ノ便利ノ方ニ説ヲ立テラル、ノハ是レハ當然ノコトデゴザイマスカラ強テ一々ニ辯ズルマデモゴザイマセヌ、又夫レヲ長ク辯ズルト定足數ノ缺ケル憂モアリマスカラモウ茲デ措キマス

○子爵本莊壽巨君 最早雙方ノ討論モ十分ニ盡キテ居ルカラ茲ニ討論終結ノ動議ヲ提出致シマス、

○子爵堤功長君 本莊子爵ノ討論終結ノ動議ニ賛成、

○子爵小笠原壽長君 本莊子爵ノ討論終結ノ動議ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 討論終結ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、松岡君ノ修正説ニ同意

ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、第八條原案ヲ可トスル諸

君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ第九條、第十條、第十一條ヲ問題ニ供シマス……第九條、第十條、第十一條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、

〔木内書記官朗讀〕

第三章 辯護士ノ權利義務

第十二條 辯護士ハ登錄後三年ヲ經過スルニ非サレハ大審院ニ於テ其職務ヲ行フコトヲ得ス但三年以上判事檢察事タリシ者ハ此限ニ在ラス

第十三條 辯護士ハ正當ノ理由ヲ證明スルニ非サレハ裁判所ノ命シタル職務ヲ行フヲ辭スルコトヲ得ス

第十四條 辯護士ハ左ニ掲クル訴訟事件ニ付キ其職務ヲ行フコトヲ得ス

第一 相手方ノ協議ヲ受ケテ之ヲ贊助シ又ハ委任ヲ受ケタル事件

第二 判事檢察事奉職中取扱ヒタル事件

第三 仲裁手續ニ依リ仲裁人ト爲リテ取扱ヒタル事件

第十五條 辯護士ハ係爭權利ヲ買受クルコトヲ得ス

第十六條 辯護士ハ訴訟事件ノ委任ヲ承諾セサルトキハ速ニ其旨ヲ委任者ニ通告ス可シ若シ通告ヲ怠リタルトキハ之カ爲メ生シタル損害ノ責ニ任ス

第十七條 辯護士ハ所屬地方裁判所又ハ其管内區裁判所所在ノ地ニ事務所ヲ定メ之ヲ所屬地方裁判所檢事局ニ届出ツ可シ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第十二條ヨリ第十七條マデ、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、

〔木内書記官朗讀〕

第十八條 辯護士ハ第一回試験及第者及第四條第一項ノ資格ヲ有スル者ヲシテ實務修習ノ爲メ法廷ニ於テ其職務ヲ補助セシムルコトヲ得

委員會修正

第十八條 辯護士ハ其職務上ヨリ生スル賠償及過料ニ充ツル爲メ辯護士會會則ニ定ムル所ニ從ヒ百圓以上ノ保證金ヲ其辯護士會ニ預ク可シ

○菊池武夫君 是レハ唯今問題ニハナツテ居リマスガ採決ノ方法ニ付キマシテ少シク申シテ置キタイコトガアリマス、先ヅ此修正案ト云フモノニハナツテ居リマスケレドモ原案トハ全ク旨趣ノ相異ナル箇條ガ茲ニ修正トナツテ出テ居リマス、原案ノ削除ヲ可トスルコトト夫レカラ修正案ヲ可トスル

云フコトハ大變事柄が違フテ居リマスカラ從ツテ其結果が違フデアラウト思ヒマス、デ私ハ唯今修正案ニ付テ説ヲ述ベヤウト考ヘマスノデゴザイマス、ドウゾ採決ノ際ニハ豫メ願ツテ置キマスノハ十八條ノ原案ノ削除ト云フ事柄ハ修正案ノ可否トハ別々ニ御採決ニナル様ニ願ヒタイト考ヘマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) チョット承リマスガ別々ニ決ヲ採ツテ吳レト云フコトデゴザリマス、

○菊池武夫君 左様デゴザリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ出來マセス、ト云フモノハ此第十八條ノ原案ヲ削ツテ朱字ノ通りノモノガ加ハッタ、其委員會ノ修正ニ付テ決ヲ採ツテ其方が多數ナラバ自然ニ原案ハ消エルノデアリマス、夫レヨリ外ニ致シ方ハナイ、

○菊池武夫君

○宮本小一君

(菊池武夫君演壇ニ登ル)

○菊池武夫君

此修正ノ旨趣ニ依リマスルト辯護士タル者ハ百圓以上ノ保證金ト云フモノヲ辯護士會ニ預ケンニヤナラスト云フ譯デアリマスガ、蓋シ此保證金ト云フモノハ辯護士ガ或ハ懲戒處分ニ遇ヒマシテ過料等ニ處セラレマシタトキノ用ニ供セラル、タメデアラウト思ヒマス、ケレドモ其目的ノタメデアリマスルナラバ此辯護士會ニ預クルト云フコトハ些ト旨趣ノ分ラヌコトデアアルマイカト考ヘルノデアリマス、辯護士會ガ自治體デアリマシテ自ラ其會員ヲ處罰スルコトガ出來マスルコトナラバマダシモ會ニ夫レ丈ケノ保證金ト云フモノヲ取ツテ置クト云フコトハ分リマスナレドモ、左様デハナクシテ懲戒裁判ト云フモノヲ裁判所ニ於テ開カレルノデアリマシテ裁判所ノ命令ニ依ツテ取立テラレルモノデアリマス、左様致シマスレバ若シ其必要ガアルト致シマシテモ裁判所ニデモ預クルト云フコトナラバマダシモデアリマシガ會ニ斯様ナ金ヲ之ガタメニ預カルト云フコトハ其當ヲ得テ居ルマイカト考ヘルノデアリマス、尙又其保證ノタメト申シマシテ斯ノ如キ金ヲ積ンデ置クト云フ必要モ私ハアルマイト考ヘルノデアリマスカラシテ此修正案ニハ不同意ヲ表スルノデアリマス、

○村田保君 本員ハ唯今ノ菊池君ノ之ヲ削除スルト云フ説ヲ賛成致シマス、本員モ是レハドウモ餘リ必要デナイト存ジマス、又此豫メ百圓以上ト云フ金ヲ極メマシテ其損害賠償ヲバ豫メ極メテ置クト云フコトハドウモ恐ラクハ出來マイト思フ、例ヘバ百圓ヲ預ケテ置ケバ夫レデ損害賠償ハ十分濟ムモノト豫メ極メルコトハ出來スモノデアラウト思フ、全ク此條ハ不必要ナモノデハナイカト思ヒマスカラ本員ハ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 他ニ御發議ガゴザリマセネバ決ヲ採リマス、第十八條委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數ト認メマス、依ツテ原案ニ就テ決ヲ採リマス、第十八條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數ト認メマス、依ツテ全ク是レハ削除ニ決シマス、

(本内書記官朗讀)

第四章 辯護士會

第十九條 辯護士ハ其所屬地方裁判所毎ニ辯護士會ヲ設立ス可シ

第二十條 辯護士會ハ其所屬地方裁判所檢察正ノ監督ヲ受ク

第二十一條 辯護士會ニ會長ヲ置ク又副會長ヲ置クコトヲ得

第二十二條 辯護士會ハ毎年定期總會ヲ開ク又臨時總會ヲ開クコトヲ得

第二十三條 辯護士會ハ便宜ニ依リ常議員ヲ置クコトヲ得

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第十九條ヨリ第二十三條マデ、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

(本内書記官朗讀)

第二十四條 辯護士會ハ地方ノ狀況ニ從ヒ其會員ヲシテ三百圓迄ノ積金ヲ爲サシムルコトヲ得

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第二十四條、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、是レハ削除ニ決シマス、

(本内書記官朗讀)

第二十五條 辯護士會ハ其會則ヲ定メ檢察正ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 辯護士ハ其所屬辯護士會ノ會則ヲ遵守スヘシ

第二十六條 辯護士ハ辯護士會ニ加入シタル後ニ非サレハ職務ヲ行フコトヲ得ス

第二十七條 辯護士ハ其所屬地方裁判所管轄外ニ事務所ヲ設ケ職務ヲ行ハントスルトキハ其職務ヲ行フヘキ地方裁判所所在ノ辯護士會會則ヲ遵守スヘシ

第二十八條 辯護士會會則ニハ會長副會長常議員ノ選舉及其職務、總會、常議員會及其議事ニ關スル規程、辯護士ノ風紀ヲ保持スル規程並ニ謝金ニ關スル規程其他會務ノ處理ニ必要ナル規程ヲ設ク可シ

第二十九條 會長、副會長及常議員選舉ノ結果、總會及常議員會開會ノ日時場所及議題ハ辯護士會ヨリ之ヲ檢事正ニ届出ツ可シ

第三十條 辯護士會ニ於テハ左ノ事項ノ外議スルコトヲ得ス
一 法律命令又ハ辯護士會會則ニ規定シタル事項
二 司法大臣又ハ裁判所ヨリ諮問シタル事項
三 司法上若クハ辯護士ノ利害ニ關シ司法大臣又ハ裁判所ニ建議スル事項

第三十一條 檢事正ハ辯護士會ノ會場ニ臨席スルコトヲ得又會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十二條 辯護士會ノ會議ニシテ法律命令及辯護士會會則ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ其議決ヲ無効トシ又ハ其議事ヲ停止スルコトヲ得

○村田保君 本員ハ此修正ノ第二十七條中ニ文字上ノ修正ヲ致シタイ、此謝金ト云フコトデゴザイマスガ是レハ文字上デゴザイマスカラ極聊ナコトデゴザイマスケレドモ民事訴訟法ニ於キマシテ辯護士ト申シマスルモノハ手數料ト云フコトニナツテ居リマス、辯護士、執達吏、公證人ト云フモノハ總テ手數料ト云フコトニ定ツテ居リマス、謝金ト云フコトガ茲ニ出マシタノハ恐ラク今日ノ代人規則ニ謝金ト云フコトガゴザイマスカラ夫レヲ全ク其儘出シタモノト存ジマス、夫レカラ民法ノ證據編中ノ第五百八十八條アタリニモ公證人、辯護士、執達吏其他ノ公吏ガ職務ニ關シテ受クベキモノハト斯ウ云フコトガゴザイマス、其三項目ニハ「然レトモ終了セサル事件ニ關シテハ右各人ハ五ヶ年餘ニ遡ル行爲ノ爲メニ謝金ヲ要求スルコトヲ得ス」ト云フコトガアリマシテ茲ニ民法中ニ謝金ト云フコトガゴザイマスカラ或ハ其邊ヲ斟酌ニナツテ茲ニ謝金ト云フ字ガ遣ツテ居ルノカモ知レマセヌ、是レハ全ク今日民事訴訟法ニ定メテアリマスル所ハドウシテモ手數料トシナクレバナラス、夫レハモウ一ツ前ノ十二條ノ所ニ登記手數料ト云フコトガゴザイマス、登記手數料ト云フコトガゴザイマスカラ或ハ此手數料ト紛ラハシイカラ謝金ト云フ字ニ換ヘラレタカ知レマセヌガ是レハ甚ダ本員ノ考ヘマス所デハ斯ウナクレバ當ヲ得ヌモノダラウト思ヒマス、何トナレバ民法ノ中ニハ辯護士ノ謝金ト云フコトハナイ、尤モ前ノ謝金ニ屬スルモノデ謝金ト云フモノモゴザイマスガ是レハ一體民法ガ間違ッテ居ルト云ハナクレバナラス、勿論民法ト雖モ今日ハ行ハレテハ居リマセヌ、民事訴訟法ハ行ハレテ居リマスガ其民事訴訟法ニハ手數料トシテアルカラ是レハ手數料トシタ方ガ正當デアラウト存ジマ

ス、既ニ第一期議會ノ時ニ辯護士法案ガ出マシタ時モ矢張り政府案ニハ謝金トゴザイマシタノヲバ此議會ニ於テ矢張り手數料ト改マツテ居リマスカラ其時分ノ委員ノ報告ヲ御承知ノ御方ニハ分ツテ居ルコトデゴザイマス、即チ手數料トナツテ居リマス、併ナガラ此所ノミヲ手數料ト致シマスト前ノ手數料ハドウスルカト申シマスレバ前ノ手數料ハ登記手數料デ金額ガ掲ゲテゴザイマスガ是レハ辯護士ノ手數料トバカリニナツテ居リマスカラドウゾ現今行ハレテ居リマス所ノ民事訴訟法ノ中ニ辯護士又ハ執達吏ノ手數料ト定メテアリマスル如ク夫レト同ジク致サストドウモ不都合ト思ヒマスカラ、ドウゾ是レハ手數料ト御改正ニナラムコトヲ望ミマス、

○侯爵中御門經明君 村田君ヨリ謝金ノ二字ヲ手數料ト致シマスル修正説ガ出マシテ段々演説ガゴザイマシタガ他ノ法律ニ照シテ見マス御尤ノ御説ト考ヘマスカラ賛成ヲ致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 村田君ノハ修正説ナレバ案ヲ備ヘテ御出シニナルコトヲ……左様御承知ヲ……

○村田保君 案ヲ備ヘテゴザイマセヌカラ賛成ノ方ハ議場デ御賛成ヲ願ヒタイト存ジマス、

○子爵谷干城君 村田君ニ賛成致シマス、

○侯爵醍醐忠順君 賛成致シマス、

○小原重哉君 村田君ニ賛成、

○子爵柳澤光邦君 賛成、

○子爵會我祐準君 賛成、

○子爵伊集院兼寛君 賛成、

○子爵津輕承叙君 賛成、

○子爵小笠原壽長君 賛成、

○子爵岡部長職君 賛成、

○子爵松平信正君 賛成、

○伯爵大原重朝君 賛成、

○子爵秋田映季君 村田君ヲ賛成致シマス、

○南郷茂光君 賛成、

○澤簡德君 村田君ノ説ニ賛成致シマス、

○川田剛君 賛成、

○子爵平松時厚君 賛成、

○子爵板倉勝達君 賛成、

○子爵堀田正義君 村田君ノ説ヲ賛成致シマス、

○子爵酒井忠彰君 賛成者ガ足リマセヌデゴザイマスカ……私モ賛成致シ

テ置キマス、

○三浦安君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 村田君ノ修正説ハ定規ノ賛成ガゴザリマス、問題トナリマシタ、就テハ是レハ議決ノ都合モゴザリマスカラ第二十五條ヨリ第二十七條マデヲ先ヅ問題ニ供シマシテ決ヲ採リマシテ、サウシテ二十八條ハ別ニ決ヲ採リマス、第二十五條ヨリ第二十七條マデ原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、……第二十八條、村田君ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、次ニ第二十九條ヨリ第三十二條マデ、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

〔本内書記官朗讀〕

第五章 懲戒

第三十三條 辯護士ニシテ此法律又ハ辯護士會會則ニ違背シタル所爲アルトキハ會長ハ常議員會又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲メ檢事正ニ申告ス可シ

檢事正ハ會長ノ申告ニ依リ又ハ職權ヲ以テ懲戒訴追ヲ檢事長ニ請求ス可シ

〔本内書記官「委員會ノ修正ハ『違背シタル』ノ『タル』ヲ除イテ『若ハ信用ヲ失フ可キ』トナツテ居リマス』ト述フ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第五章第三十三條、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

〔本内書記官朗讀〕

第三十四條 辯護士ニ對スル懲戒事件ニ付テハ管轄控訴院ニ於テ懲戒裁判所ヲ開ク可シ

第三十五條 懲戒罰ハ左ノ四種トス

第一 譴責

第二 百圓以下ノ過料

第三 一年以下ノ停職

第四 除名

第三十六條 懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用ス

附則

第三十七條 現在ノ代官人ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ辯護士名簿ニ登録ヲ請フトキハ試験ヲ要セスシテ辯護士タルコトヲ得

第三十八條 現在ノ代官人ハ本法施行前ニ委任ヲ受ケタル事件ニ付テハ其判決ニ至ルマテ職務ヲ行フコトヲ得

第三十九條 第十二條ノ規定ハ現在ノ代官人ニ之ヲ適用セス

第四十條 本法ハ明治二十六年五月一日ヨリ施行ス

明治十三年司法省甲第一號布達代官人規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

○侯爵中御門經明君 議長……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 修正ニ付テ御動議ガアルノデゴザリマス、

○侯爵中御門經明君 左様……マダ早ウゴザリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザリマス、

〔侯爵中御門經明君演壇ニ登ル〕

○侯爵中御門經明君 私ハ此原案ノ三十九條修正ノ三十八條ノ次ハ一條加ヘタイト云フ説ヲ持ツテ居ルモノデゴザリマス、規則ニ依リマシテ定規ノ賛成ヲ得テ其案ヲ出ス筈デゴザリマスガ其暇ヲ得マセナシテ追加ノ案ヲ申シマシテ定規ノ賛成ヲ得タイト考ヘマス、此原案三十九條即チ修正ノ三十八條ニナツテ居リマス次ハ原案デ申シマスルト四十條ニナリマスノヲ修正致シマシテ三十九條ト致スノデアリマスガ其箇條ハ斯様ナ文字ヲ入レタイノデアリマス「懲戒スヘキ所爲ハ本法施行前代官人中ニ關スルモノト雖モ本法ニ從ヒ之ヲ訴追ス」斯ウ云フ一箇條ヲ加ヘテ置カスケレバナラスト云フ考ヲ起シマシタノデゴザリマス、

〔小原重哉君「今一應緩々願ヒマス」ト述フ〕

今一應「懲戒スヘキ所爲ハ本法施行前代官人中ニ關スルモノト雖モ本法ニ從ヒ之ヲ訴追ス」此一條ヲ加ヘテ置カスケレバナラスト云フ考デゴザリマス、其理由ハ先般一讀會ノ時分ニ政府委員ニ質問ヲ致シマシタ如ク方今ノ即チ現在ノ代官人ハ此辯護士法案施行ノ日ヨリハ辯護士ノ登録ヲ得バ即チ辯護士トナルノデゴザリマスガ、若シ唯今ノ代官人中ニ不都合ノ所爲ガ萬一ゴザリマシテ本法實施後ニ其事ガ發覺致シマシテモ之ヲ罰スルコトヲ得スト云フ結果ヲ來ス憂ガゴザリマス、何トナレバ唯今ノ代官人ノ規則ニモ本法ノ第三十五條ノ項目即チ譴責夫レカラ停職除名ト云フ三ツニナツテ居リマス、此通り百圓以下ノ過料ハ唯今ノ代官人規則ニモアルノデゴザリマス、アルノデゴザリマスルガ現ニ代官人規則ヲ廢シテ仕舞ヒマシタ以上ハ其代官人中ノ所爲ガ後ニ發覺シタトキ罰スル法案ガナクナツテ仕舞フ、夫レデ此本法ノ懲戒法ハイッ

カラ施行スルカト云へバ即チ此法律ニ依リマスル明治二十六年五月一日ヨリ施行シマス、シテ見マスル懲戒ニ當ルベキ所爲ガ此五月一日以後ニ犯シタルコトデナクバ此法律ヲ以テ罰スルコトハ出來ナイノデゴザイマス、當今ノ代官人ノ所爲ハ皆無罪ニナツテ仕舞フコト云フコトノ結果ヲ來スデアラウト考ヘマスカラシテ唯今述ベマシタ如ク一條ヲ爰ヘ加ヘテ置キマスルト代官人中ノ所爲代官人ノ規則ニ依ツテ罰セラル、者即チ尙ホ此本法ニ依ツテ懲罰ヲ受ケル所爲ガ本法實施後ニ發覺致シマシタトキニ本法實施以前ノ者デモ此法律ニ依ツテ訴追シテ裁判スルコト云フコトノ正文ヲ擧ゲテ置キマセスト云フト法律ハ既往ニ遡ルコトガ出來スト云フ原則ニ背クデアラウト云フ考デゴザイマス、先般政府委員ハ懲罰ノコトハ現在ノ代官人規則ニモアリ尙ホ此辯護士法案ニモ懲罰ノコトガ同ジモノガアルカラシテ若シ他日代官人中ノ所爲ガ顯レタトキニハ新舊法ヲ比照シテ之ヲ罰スル精神デアアル、ト述べラレタガ新舊法ヲ比照シテ之ヲ罰スルコト云フコトモノノ法ガナケレバ決シテ出來ナイコトデアラウト考ヘマス、既ニ唯今ノ現在ノ刑法ガ明治十五年ヨリ施行ニナリマシタ時分ニモ新舊比照法ト云フモノハ特ニ發布セラレテ居ル、又刑法中ニモ其事ハ必ズ書イテアリマス、明文ガナケレバ必ズ新舊法ヲ比照シテ施行以前ノ罪ヲ後ノ法律ヲ以テ罰スルコトハ出來ナイノガ是レガ即チ法律ノ原則デアリマス、故ニ萬一ニモ唯今代官人中ノ人ニ此法律施行後ニ懲罰ヲ加ヘスナラス所爲ガ發覺シマシタ時分ニ此懲戒法ヲ以テ罰スルコト云フノ一條ハ是非是レハ設ケテ置カナケレバナラスト本員ハ考ヘルノデゴザイマス、願ハクハ定規ノ賛成ヲ得マシテ問題トナリマスル様ニ希望致シマスノミナラズ尙ホ滿場諸君ノ賛成ヲ得テ成立チマスルコトヲ一應……

〔政府委員清浦奎吾君演壇ニ登ル〕

○政府委員(清浦奎吾君) 唯今中御門侯爵ヨリシテ修正説ガ出マシタガ修正ノ精神ニ於キマシテハ敢テ不可ト致シマセヌ、政府案モ同様ノ精神デアアルノデゴザイマス、既ニ同様ノ精神ノミナラズ唯今修正ノ精神ハ此法案ニ明ニ規定シテアリマスルカラシテ別ニ唯今ノ修正文ヲ添ユルニ及バスト考ヘマスノデゴザイマス、是レハ一讀會ノ時ニ中御門侯爵ヨリ質問ガ出マシテ一ト通リ辯明ハ致シテ置キマシタガ或ハ私ノ辯明ノ足ラザルタメニ唯今ノ様ナ修正説ガ出タノデアラウト考ヘマスルカラシテ尙ホ一應其事ヲ辯ジマス、第三十六條ニ「懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用ス」トアリマス、判事懲戒法ノ第五十六條ニハ「懲戒スヘキ所爲ハ本法實施前ニ關ルモノト雖本法ニ從ヒ之ヲ訴追ス」ト斯ウ云フ明文ガアルノデゴザイマス、懲戒スベキ所爲ハ本法實施前ニ關ルモノト雖本法ニ從ヒ之ヲ訴追スト云フ判事懲戒法ニ明文ガアル、即チ辯護士ノ懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用スルコト云フ第三

十六條ノ明文ガゴザイマス、カラ致シテ唯今中御門侯爵ノ御提出ニナリマシタルコトハ別段明文ヲ俟タズトモ此三十六條ノ明文ニ依ツテ捌キハ附イテ行ク原案ノ精神デアアルノデアリマス、又此判事懲戒法ノ中ニハ段々辯護士懲戒法ニ適用セネバナラス箇條ガ外ニ多クアリマスノデゴザイマス、若シ唯今中御門君ノ提出ノ明文ガ備ッタ居ラヌカラト云フヲ以テ其修正文ヲ插入致シマスレバマダ外ニ幾ラモ掲ゲヌケレバナラヌコトガアリマスノデゴザイマス、夫レヲ引ックルメマシテ懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用スル、デ懲戒法ノ五十六條ヲ見マスレバ懲戒スベキ所爲ハ本法實施前ニ關スルモノト雖モ本法ニ從ヒ之ヲ訴追スルコトゴザイマス、カラシテ此本法實施前ニ代官人ガ懲罰セラルベキ所ノ所爲ガアリマシテ而シテ未ダ其處斷ヲ經ヌ者デアリマスレバ即チ此法ノ施行以前ニ現レマシテ懲戒ヲ要スル者ハ即チ判事懲戒法ノ規定ヲ準用シテ夫レ處分ヲ致シマス積リデゴザイマス、デ本案ノ政府原案ノ精神斯ノ如クデアッテ見マスレバ別ニ唯今ノ修正文ヲ插入ナサルニモ及ブマイ、若シ是レノミ插入致シマスレバ判事懲戒法ノ規定ヲ準用スルコト云ヒツ、他ニモ亦插入セヌケレバナラヌコト云フコトガ生ジテ參リマスルカト考ヘマス、故ニ一應此原案ノ精神ヲ辯明致シテ置キマス、

○侯爵中御門經明君 唯今政府委員ヨリ御演説ガゴザイマシタガ夫レニ付テ尙ホ一應説明ヲ致シテ置カナケレバナラヌト思ヒマス、唯今政府委員ハ判事懲戒法ノ第五十六條ニ「懲戒スヘキ所爲ハ本法實施前ニ關ルモノト雖本法ニ從ヒ之ヲ訴追ス」ト云フ明文ガアルカラシテ夫レ別段爰ニ掲ゲルニ及バナイト斯ウ云フ御説デゴザイマシタ、而シテ此辯護士法ノ第三十六條ニ「懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用ス」ト云フコトガアルカラ入ラヌト云フコトデゴザイマス、併シ是レハ固ヨリ判事懲戒法ノ第五十六條ニアルコトハ本員モ承知ヲ致シテ居ル、又唯今出シマシタ所ノ文章モ此五十六條ノ文章ヲ援引シテ成ル丈ケ法律ハ一體ナルヲ要スルカラ此文字ヲ拾ヒ上ゲテ拵ヘタノデ、併ナガラ辯護士法ノ第三十六條ノ懲戒處分ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用スルコト云フコトハ判事懲戒法ノ補則ノ即チ五十六條迄ガ這入ッテ居ルト云フコトハ一ト通りデハ見ラレナイ、ナゼ見ラレナイカト云フト懲戒スベキ所爲ハ本法實施前ニ關ルモノト雖モト云フコトハ是レハ判事懲戒法ニ關スル一語デアッテ、此五十六條ニハ明治二十六年五月一日ヨリ施行スル所ノ法律以前ノ所爲迄モ含ンデ居ルト云フコトハドウモ見ラレナイト云フ考デ、辯護士法案ノ第三十六條ニ判事懲戒法ノ規定ヲ準用スルコト云フノハ畢竟俗ニ申スト治罪ノ手續デアアル、夫レハ皆判事懲戒法ノ規定ニ從ッテヤラナケレバナラヌ、併ナガラ此辯護士法施行以前ノモノハ尙ホ懲戒法ノ五十六條ニ依ッテヤルト云フコトハ別ニ註釋ガ附カヌケレバ決シテ見ラレナイ、夫レ故ニ判

事懲戒法ノ第五十六條ノ文意ヲ其儘舉ゲタト申シテモ宜シイ位デ、此條ガアルカシテ愈辯護士法案ニ此條ガ要ルト云フ必要ヲ感ジタ位ナコト決シテ之ヲ氣附カナカッタコトデハナイ、之ヲ用ヒヤウト云フ政府委員ノ說ハ餘程無理ナ說デアルト本員ハ考ヘル、夫レ丈ケ一應……

○子爵津輕承叙君 討論終結ノ動議ヲ提出致シマス、

○松岡康毅君 本員ハ中御門侯爵ノ修正ニ賛成ヲ致シマス、

○三好退藏君 本員モ中御門侯爵ノ說ヲ賛成致シマス、

○小原重哉君 本員モ賛成致シマス、

○菊池武夫君 私モ唯今ノ修正案ニ賛成致シマス、

○子爵曾我祐準君 賛成、

○子爵梅小路定行君 賛成、

○子爵新莊直陳君 本員モ賛成、

○外山正一君 中御門侯爵ニ賛成致シマス、

○藤村紫朗君 賛成、

○菊池大麓君 中御門侯爵ニ賛成、

○澤簡德君 中御門侯爵ニ賛成、

○男爵小松行正君 賛成致シマス、

○男爵金子有卿君 賛成致シマス、

○男爵西五辻文仲君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 中御門侯爵ノ修正說ハ定規ノ賛成ガゴザイマセス、

○公爵近衛篤磨君 無ケレバ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 後トカラノ賛成ハ夫レハイケマセス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第三十四條ヨリ第四十條マデ原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

○子爵平松時厚君 隨分此案ハ喧マシイ案デゴザイマシテ幾日モ掛リマシテ討論ニナリマシタコトデゴザイマスカラ最早上三讀會ニ至ッタラバ格別ノ議論モアリマスマイト思ヒマスカラドウカ議事日程ヲ變更シテ貴族院規則ニ依リマシテ直ニ三讀會ヲ開カレムコトヲ冀望致シマス、

○箕作麟祥君 賛成、

○菊池武夫君 賛成、

○子爵津輕承叙君 賛成、

○小原重哉君 賛成、

○三好退藏君 賛成、

○侯爵中御門經明君 唯今直ニ三讀會ヲ開クベシト云フ動議ガ出テ大分賛成モゴザイマス様デゴザイマスガ、隨分條モ長クゴザイマスシ追々修正モゴザイマスシ或ハ議論モ長ク掛ルタメニ却ッテ不都合ナコトガ生ジタノモアラウト思ヒマスカラ制規ノ日數ヲ經テ三讀會ヲ開カレムコトヲ冀望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今直ニ三讀會ヲ開クベシト云フ動議ガ出テ居リマス、即チ議事日程ノ變更ニ係リマスノデ、議事日程ヲ變更シテ直ニ三讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、即チ直ニ第三讀會ヲ開キマス、

○箕作麟祥君 唯今三讀會ヲ開カレムコトニ相成リマシタガ即チ三讀會ニ於テハ此貴族院規則ニ依リマス文字ヲ修正スルコトノ外別ニ修正ノ動議ヲ出スコトハ出來スト云フコトニナッテ居リマスデ別段修正說ハ出シマセス、

文字ノ修正丈ケ聊カ加ヘタイ箇條ガゴザイマス、夫レハ第三十條デ、即チ委員修正ノ朱字ノ二十九條デゴザイマスガ、アソコノ一、二、三、トゴザイマス此上ヘ第ト云フ字ヲ加ヘテ第一第二第三ト致シタイト云フ全ク文字ノ修正デ、其理由ハ此前ノ第十四條ト申ス所ニハ第一第二第三ト書イテゴザイマス、又先キノ第三十五條即チ朱字ノ三十四條、アソコニモ第一第二第三第四トアリマシテ皆第ノ字ガ附イテ居リマス、然ルニ二十條朱字ノ二十九條ニ限ッテ一二三トアリマス、是レハ全ク政府提出案ニ無カッタノヲ衆議院デ修正ナルトキニ此一打チノ様ニ改メマシタノデ、恐ラクハ其時ニ第ノ字ヲ入レルノヲ忘レテ居ッタカト存ジマス、忝特別委員ニ於キマシテモ矢張り忘レマシテ甚ダ晩蔭ナガラ氣付キマシタカラ即チ此文字ノ修正ヲ致シタウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ一應御尤ニ存ジマスガ、ドウデゴザイマセウカ、斯ノ如キコトハ豫テ事務局ニ於テ整頓スルコトニナッテ居リマスカラ別段ニ修正說トシテ御出シニナリマセヌデモ是レハ事務局ニ於テ致スコトニ致シマシテハ如何デゴザイマセウ、

○箕作麟祥君 夫レデモ一向異論ハナイノデゴザイマス、此議場デ賛成ヲ得テ成立タセナケレバナラストハ考ヘマセヌガ、唯衆議院デモ委員會デモ氣ノ附キマセヌコトヲ本員ガ發見致シマシタカラ申立テタ譯デゴザイマスカラ議長ノ仰ッシャル通り事務局ナリ何ナリデ直リサヘ致シマスレバ宜シイノデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 諸君ニ於テモ別段御異議ガゴザイマセヌナラ
バサウ云フコトニ致シタイト存ジマス、

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ決ヲ採リマス、即チ第二讀會ノ決議案
ガ原案ニナッテ居リマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、明日ノ議事日程ヲ御報
告ニ及ビマス、午前十時開議、砂鑛採取法案、政府提出、第一讀會ノ續、特
別委員長報告、本日ハ是レヨリ各部ニ於テ兩院協議會ノ委員ノ御選舉、散會、
午後二時二十分散會